

1945 ポツダム宣言受諾

**吉田首相の衆議院答 (1946)**

戦争放棄に関する憲法草案の規定は、直接には自衛権を否定しては居りませぬが、第9条第2項に於いて一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も、放棄したものであります。

1950 朝鮮戦争勃発

警察予備隊発足 (定員75,000人)

**吉田首相の参議院答弁 (1950)**

警察予備隊の目的は全く治安維持にある。それが、再軍備の目的であるとかはすべて当たらない。従ってそれは軍隊ではない。

1951 サンフランシスコ平和 (対日講和) 条約調印  
日米安全保障条約締結

1952 警察予備隊を保安隊へ改組 (定員110,000人)  
**「戦力」に関する政府統一見解 (1952)**

- ・ 憲法第9条2項は、目的の如何を問わず「戦力」の保持を禁止している。
- ・ 上記「戦力」とは、近代戦争遂行に役立つ装備と編成を備えたものである。
- ・ 「陸海空軍」とは戦争目的のための装備編成された組織体で「その他の戦力」とは、本来の洗足目的がなくともこれに役立つ実力を備えたものをいう。

・ 第9条2項にいう「保持」とは、わが国が保持の主体である。そこでアメリカ駐留軍は、アメリカが保持する軍隊であるから第9条とは無関係である。

1954 日米相互防衛援助 (MSA) 協定締結  
防衛庁設置法制定→防衛庁設置  
自衛隊法制定→自衛隊発足 (定員152,115人)  
**自衛隊についての政府統一見解 (1954)**

第9条は、独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。したがって自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、なんら憲法に違反するものではない。

**自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議 (参議院1954)**

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照らし、海外出動は、これを行わないことを、茲に更めて確認する。右決議する。

1957 国防の基本方針を閣議決定  
**核兵器についての政府統一見解 (1957)**

攻撃的性格を持つ核兵器を、わが国が自ら持つことは、憲法の容認するところではない。